

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（643）」

2. 日時：平成29年12月1日 10時30分～10時40分

3. 場所：原子力規制庁 8階 D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎管理官補佐、村上安全審査官、中原安全審査官、照井安全審査官、櫻井安全審査官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループ 課長 他9名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、本年7月12日に確認された柏崎刈羽原子力発電所2号炉の防火区画として設定している壁の貫通部の防火処置の未実施について説明があった。また、他号機を含めた防火区画における防火処置未実施箇所の有無を点検した結果、確認された6号炉及び7号炉の防火処置未実施箇所は、影響緩和のための防火区画ではないことを確認したとの説明があった。なお、これら約60箇所の貫通部に対する防火処置未実施箇所については、今後防火処置を実施していく旨の説明があった。

（2）原子力規制庁から、内部火災の観点からだけでなく、溢水評価の観点からも問題はないか確認するよう指摘した。

（3）東京電力ホールディングス株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・ 2号機原子炉建屋（管理区域） 防火壁貫通部の防火処置未実施について